

## 「近畿圏広域計画検討会議」設立趣旨

成熟社会における国土計画を目指して、国土総合開発法が国土形成計画法へと改正され、全国計画と広域地方計画の二層からなる計画体系に再編されるとともに、地方公共団体から国への計画提案や国民の意見を反映させる仕組みが制度化されました。

このうち広域地方計画は、国と地方の協働により将来ビジョンを描き、地方の主体的な取り組みを尊重しつつ独自の戦略に基づくグローバル化時代における自立した地域づくりを目指すため策定するものです。このことを通じて、各地域が多様な個性を発揮し、その相乗効果によって我が国全体の発展に貢献するとともに、国土全体がより魅力的なものとなるといった意義を有しています。

現在、国土審議会において全国計画等の検討・審議が進められており、近畿圏においても速やかに、課題の抽出や将来像のコンセプト作り等を始め、全国計画への提案のまとめ等の準備をする必要があります。このため、近畿圏に関わる府県・政令指定都市と国の地方行政機関の長に、近畿圏の主な経済団体の代表等を加えて「近畿圏広域計画検討会議」（以下「検討会議」という。）を設立し、必要な検討を行うものです。

なお、検討会議には下部組織を設け、検討会議に諮る事案の検討・調整を行うものとします。